

平成30年度 第12回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成31年2月12日(火)					
招集の場所	あさぎり町役場2F大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成31年2月12日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	平成31年2月12日 午後2時05分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに	議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	1	深松 守	○	14	的射場 洋一	○
	2	橋口 丈一	○	15	石山 孝史郎	○
	3	中村 金一	○	16	落合 武士	○
	4	村田 新一	○	17	井手 久美子	○
	5	吉田 利明	○	18	廣瀬 孝喜	○
	6	城本 康志	○	19	樫木 徹郎	○
	7	藤本 勇二	○	20	濱田 定武	○
	8	松本 廣幸	○	21	宮原 久子	○
	9	上野 勇一郎	○	22	福永 高嗣	○
	10	恒松 純生	○	23	林田 樞臣	○
	11	豊永 安茂	○	24	平川 勇	○
	12	田崎 洋一郎	○	25	重信 洋一	○
	13	多田 喜一郎	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	21番 宮原 久子 22番 福永 高嗣					
出席した 農業委員会職員	事務局長 船津宏 課長補佐 山本祐二 参事 大岩亜記					
議事日程	<p>日程第1 会議録署名委員の指名</p> <p>日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について</p> <p>日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</p> <p>日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第6 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第7 議案第3号 農地利用集積計画(第2回)の決定について</p> <p>日程第8 議案第4号 農地の賃借料情報の提供について</p>					

開会 午後1時30分

●農業委員会事務局長（船津 宏君） それでは時間になりましたので始めていききたいと思います。皆さん御起立をお願いします。礼。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 皆さんこんにちは。先月は、インフルエンザで失礼しました。まだインフルエンザとそれから、関西・関東の方では、豚コレラも発生して大変ですけれども、健康管理に十分注意されて、活動に頑張っていて欲しいと思います。よろしくをお願いします。ただいまの出席議員は26名です。定足数に達していますので、平成30年度あさぎり町農業委員会第12回総会を開会いたします。ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本会議の会議録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、21番宮原久子委員、22番福永高嗣委員を指名致します。

日程第2 報告第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。はい、それでは報告いたします。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） 資料は2ページ目からです。今回は、11件の合意解約となっております。解約理由について、申請番号15番から18番が第三者貸し付けのため、申請番号19番から24番が所有権移転のため、申請番号25番は、所有者と共同で耕作をするということとなっております。以上、報告を終わります。

日程第3 報告第2号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。続きまして、日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についてを行います。事務局の報告を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい。それでは報告いたします。資料は3ページ目です。今回は、3件の届け出が提出されております。関係資料につきましては、農業生産法人経営概要表を記載しております。以上、報告を終わります。

日程第4 報告第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを行います。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい。それでは報告いたします。資料は5ページ目の左側です。これまでこの件に関しましては、議案に農地パトロール等終わった後ですね、かけておりましたが、農地法の改正により、報告案件でよいというふうに改正されました。よって今後はですね、農業委員さんとの随時の判断、現地での判断等に基づきまして、その判断を仰いだ後に、このような報告という形で、お知らせすることになると思いますので、よろしくをお願いします。それで今まで通りの、あえて農地の外に該当するか否かの判断、というふうな題名にさせていただいております。さて、今回は12月4日の免田地区のパトロールの際に、非農地判断をした4筆を報告させていただきます。ご覧の通りでございます。以上、報告を終わります。

日程第5 議案第1号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。まず、申請番号26番と27番について、事務局の説明を求めます。はい、農地法第3条の許可申請について説明をいたします。資料は、5ページ右側からになります。今回は、所有権移転3

件の審議と、後ほど28番の1件の併せて、3件の審議をお願いいたします。最初に申請番号26番ですが、資料は5ページ右側と次6ページから10ページ左側にかけてになります。譲り渡し人は、県内の個人の方。譲受人は町内の個人の方です。移転する土地としましては、1筆で、地目は、台帳・現況ともに畑。面積が977㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で、反当たり30万円となっております。譲り受け人は申請地に大根やジャガイモなど野菜等を作付の予定です。次に、申請番号27番ですが、資料は10ページ右側から、15ページ左側にかけてになります。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地としましては、5筆で地目は台帳・現況とも畑です。面積は、合計で5,947㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で、反当たり18万5千円となっております。譲受人は申請地に、飼料作物、蕎麦、麦、粟などを作付の予定で、現地には、栗の苗が植えられておる状況です。以上、26番と27番の説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号26番について、7番委員の藤本委員より、申請番号27番について、15番委員の石山委員より報告をお願いします。

○7番委員（藤本 勇二君） 7番の藤本です。資料は先ほどの通り、6ページから10ページの右側になります。譲渡し人は、現在県内に在住です。譲受人は、町内のですね企業に勤めておられます。奥さんも病院の方に勤務されてるということです。場所はですね、JAくまのあさぎり支所の南側に共済組合がありますけれど、共済組合の事務所の右斜め後ろの、道端の一つ低くなったところの畑でございます。先ほど申し上げましたとおり、県内に居られる関係でですね、ちょっと管理が行き届いてられないところもありますが、もともとこのお二人の関係は聞きましたところ、隣同士ということで今回の話になったそうです。譲受人さんにつきましては、現在トラックが1台所有されております。この後トラクターを購入されて、野菜を、奥さんと作りたいということでございます。面積が977㎡でございますので、自作地と合わせますと2反を超えますので、特段問題はないかと思います。御審議方よろしくをお願いします。

○15番委員（石山 孝史郎君） はい、15番石山です。申請番号27番について説明をします。資料は5ページと、10ページから15ページになります。現地は14ページの地図を見てもらって、上村小学校の前に、県道の錦湯前線が通ってます。それより西側にですね、西側に1キロほど行きますと、ウエムラテックがありまして、それよりさらに南側の方に、県道を行ってもらって、それから左折して、ウエムラテックより1キロ程、南側に行ったところに、この4筆まとまったところに、現地がそこにあります。そこはですねもう、今日午前中、見てきた時はもう栗が植えられてまして、管理をされているというような状態です。と、あと一つが、4筆の現地より更に、500mほど南東ですかね、南東の方に行ったところに一つ離れて、現地があります。そこも、同じくやっぱり栗を植えておられます。譲受人の方も、栗をちゃんと、管理をされると思いますので、私の方からも、きれいに管理をしてもらうように、伝えていきたいと思いますので、審議方よろしくをお願いします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。最初に、申請番号26番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。最初に、申請番号26番の案件について採決します。許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号26番の案件については許

可することに決定しました。次に、申請番号27番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号27番の案件について、採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号27番の案件については、許可することに決定しました。次に、申請番号28番の案件について審議を行います。この案件については、5番委員の議事参与の制限案件となり、については、農業委員会会議規則第14条、議事参与の制限に当たするため、5番委員は、議事に参与することができませんので、5番委員におかれましては、審議中の退席を求めます。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、申請番号28番について、事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、申請番号28番ですが、資料は15ページ右側から20ページ左側の地図になります。譲渡し人、譲受人はともに町内の人の方です。移転する土地としましては2筆で、地目は台帳・現況とも田です。面積は合計3,638㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転で、反当たり68万6,800円となっております。譲受人は、申請地に菓草及び水稻を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。審議方よろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、事務局の説明が終わりました。午前中の現地調査班調査がありましたので、申請番号28番について、8番委員の松本委員より、報告をお願いします。

○8番委員(松本 廣幸君) はい、8番の松本です。申請番号28番について説明します。資料は、5ページと15ページから20ページになります。場所は、19ページの地図を見ていただきまして、免田の信用組合を北側に右折して、大体400mほど行ったところを、左折したところの右側になります。現状は耕運されており、以前より、譲受人が耕作されているそうです。審議方よろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) それでは申請番号28番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号28番の案件について採決します。許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号28番の案件については、許可することに決定しました。申請番号28番の審議が終了しましたので、5番委員の入場を認めます。

日程第6 議案第2号

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長(船津 宏君) はい、それでは農地法第5条の許可申請について、説明いたします。資料は、20ページ右側からになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号18番ですが、資料の21ページから27ページにかけて、譲り渡し人は、県外の個人の方、譲受人は、町内の個人の方です。転用する土地としましては、一筆で地目・現況ともに畑。転用面積が292㎡となっております。移転する契約としましては、所有権移転の売買で、転用の目的は、駐車場及び資材置き場です。22ページに事

業計画書と資金計画書。24ページに、資金計画の残高証明として通帳の写しを。25ページに配置予定図、27ページから、土地代替性の検討表を掲載しております。現地は、おかどめ幸福駅から500メートルほど南、国道219号線黒田バス停、ドラッグストアのあたりから、北へ200メートルのあたりになります。申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、26ページの左側にですね、農地区分の検討図をつけております。ちょっと印刷の関係で薄くなっておりますけれども、この真ん中の申請地の西側に溝が通っておりますが、この溝から西の部分が概ね農地となっております、ここから東側右側の方に関しましては、宅地や山林などの他の地目となっております。申請地は、他の地目に囲まれた、10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地に該当をいたします。申請人は、同じ集落内で建設業を営んでおられ、近くの事務所の資材置き場が手狭で、今回東隣の宅地も事務所として買収予定で、他に代替地もないことから、転用可能と判断をいたしました。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第5班の現地調査がありましたので、申請番号18番の案件について、20番委員の浜田委員より報告をお願いします。

○20番委員（濱田 定武君） はい、20番の浜田です。それでは午前中、現地調査いたしましたのでその結果を報告いたします。位置につきましてはですね、事務局の方から今御説明がありまして、おかどめ幸福駅から南に約500m位。地区の集落内に介在する農地でございます、25ページを見ていただくと分かると思うんですが、字図の中に、2010ということで、宅地となっておりますが、これと一体化しております、これも何か一緒に購入の予定だそうでございます。申請地の2011の4番につきましては、地目畑でございます、現在は耕作はされておませんが、草刈り等をしっかりしてありまして、管理をしてあります。別に転用について、周囲がですねそれぞれ山林とか宅地がありますので、別に問題はないかと思っております。どうか御審議方よろしく願いいたします。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号18番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号18番の案件について採決します。許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号18番の案件については、許可することに決定しました。

日程第7 議案第3号

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 議案第3号、農用地利用集積計画（第2回）についてを議題とします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐（山本 祐二君） はい、それでは利用権設定に係る分について説明いたします。資料は29ページからご覧下さい。申請番号58番から93番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。申請番号94番から96番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。申請番号97番は、新規の使用貸借権の設定です。申請番号98番から110番は、新規の賃貸借権の設定です。申請番号111番は、新規の転貸による賃貸借権の設定です。申請番号112番は、期間満了に伴う転貸による賃貸借権の再設定です。申請番号113番から114番は、新規の農地中間管理事業による貸借設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明をいたします。資料は31ページです。今回の申請は13件で、申請番号7番から17番は、相手方の要望により熊本県農業公社が買入れするものです。申請番号18番、19番は、公社が買

い入れた土地を売り渡すものです。次に売買価格です。申請番号7番から8番までの買入れ価格は、ともに10アール当たり60万円です。申請番号9番の買入れ価格は、1段目の土地が10アール当たり50万円、2段目から7段目の土地が10アール当たり70万円となっております。これは電線が上に通っております。地役権という権利が入っております、その分価格を地続きであります但し少し下げているということです。申請番号10番の買入れ価格は、10アール当たり70万円です。申請番号11番の買入れ価格は、10アール当たり29万9,146円です。申請番号12番の買入れ価格は、10アール当たり35万円です。なお、5段目が宅地と地目がありますが、農業用施設農地であれば、公社を扱うという風な観点から、今回ここには牛小屋が建っております。地目上宅地なのですが、農業施設であれば、公社は売買として扱いますということです、このような判断をされたということです。申請番号13番の買入れ価格は、10アール当たり55万円です。申請番号14番の買入れ価格は、10アール当たり5万5,602円。申請番号15番の買入れ価格は、10アール当たり77万円です。申請番号16番の買入れ価格はと17番、次のページになります。地続きになっております。16番、17番がともに5万円です。申請番号18番の買入れ価格は、10アール当たり68万円です。申請番号19番の買入れ価格は、10アール当たり45万9,000円です。以上の件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。32ページから47ページにかけて、申請地位置図、利用権設定等状況一覧表と農用地利用集積計画総括表等を載せております。なお、申請位置図は7番から17番農地のみ掲載しております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第3号、農用地利用集積計画(第2回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画(第2回)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって議案第3号、農用地利用集積計画(第2回)については、原案のとおり決定することにしました。

日程第8 議案第4号

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 議案第4号、農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業振興課課長補佐(山本 祐二君) はい、それでは説明いたします。資料は、最後の48ページをごらんください。あさぎり町の農地の賃借料情報提供のため、平成30年1月から12月までに賃貸借として、町の公告に付されたものから集計した10アール当たりの水準です。まず地目、田の平均ですが、地区ごとに上地区が2万700円、前年度比600円の安。免田地区が2万1,500円、200円安。岡原地区が1万8,700円、プラスの2,100円です。須恵地区が1万8,800円、900円安。深田地区が1万9,700円、200円安。であさぎり町全体では、1万9,900円、600円安となっております。次に、地目畑ですが、あさぎり町全体で8,000円、600円高となっております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、議案第4号、農地の賃借料情報の提供についての説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。はい、15番委員。

○15番委員(石山 孝史郎君) この賃借料金についてですけど、例えば親族間ではゼロ円で契約する時があるでしょう。そういうことも入ってるかなと。この平均の中で。

●農業振興課課長補佐(山本 祐二君) はい、いわゆる使用貸借ですね、は入っておりません。はい。それ

で実際金額が発生した、先ほどの総会資料でもちよっと出てきましたけども、いわゆる有料ですね、米は金額に換算してですけども、実際のお金のやりとりがあっているところで、この年に更新があったもので、上がり下がりがあると。いわゆるロット数が、数字がたくさんある時もあれば、更新が少ない時には高くなったり低くなったりするという事で。一応こういった形で、毎年賃借料の参考値を出しているということです。よろしくをお願いします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいですか。ほかにはありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから議案第4号、農地の賃借料情報の提供について採決します。本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって本案は、原案のとおり決定しました。これで本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町農業委員会第12回総会を閉会します。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） 礼。

閉会 午後2時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名・押印する。

平成 年 月 日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 21番 宮原 久子

あさぎり町農業委員会 署名委員 22番 福永 高嗣